

## 伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市中小企業融資規則（昭和58年伊勢原市規則第5号。以下「融資規則」という。）に基づく資金の貸付けを受けた者が支払った約定利子の一部を市が予算の範囲以内において補助することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者)

第2条 利子補給を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、融資規則に基づく融資を受け、取扱金融機関に支払った返済金のうち、融資資金に係る利子を支払った者とする。

(利子補給金の額及び限度額)

第3条 利子補給金の額は、取扱金融機関に支払った約定利子の40パーセント以内とし、その限度額は、年額100,000円以内とする。

2 前項の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(補給期間)

第4条 利子補給期間は、約定利子を取扱金融機関に支払った月から起算して60月以内とする。ただし、利子補給期間内に一括返済したときは、一括返済した月の前月までとする。

2 利子補給期間内に市内で営業を行わなくなった場合は、営業を行わなくなった月の前月までを利子補給期間とする。

(交付の制限)

第5条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金を交付しない。

(1) 市税を完納していないとき。

(2) 受給資格者が、貸付けを受けた資金の用途に従って使用しないと

き。

(3) 受給資格者が、貸付けを受けた資金の償還期間を遵守しないとき。  
ただし、一括返済を除く。

(4) その他市長が交付することが適当でないとき。

(交付の申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子について、伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給金交付申請書（第1号様式）に、取扱金融機関の約定利子支払額証明を受け、翌年1月末日（資金の貸付けを12月に受けた場合にあっては、その翌年に限り、2月末日）までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付することを決定したときは、伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給金交付決定通知書（第2号様式）により、また不交付を決定したときは、伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第8条 市長は、利子補給金の交付決定通知書を受けた者（以下「受給者」という。）の請求に基づき利子補給金を交付する。

(状況調査)

第9条 市長は、必要と認めたときは取扱金融機関等に対して報告を求め、又は状況を調査することができる。

(届出書の提出)

第10条 受給資格者は、利子補給期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給変更届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(1) 住所、氏名、名称又は代表者を変更したとき。

(2) 貸付条件の変更があったとき。

(交付決定の取消し及び返還)

第 1 1 条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付を取り消し、既に支給した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

(備付帳簿)

第 1 2 条 市長は、伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給交付処理簿を備えて、必要な事項を記載しておかなければならない。

(委任)

第 1 3 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱により利子補給を受けることのできる融資は、施行日以後に融資規則の規定により決定を受けたものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第 3 条の規定は、平成 6 年度利子補給金交付申請分から適用する。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第 3 条第 1 項ただし書きの規定により利子補給を受けることのできる者は、平成 6 年 1 月 1 日から第 5 3 回国民体育大会開催日までの間に施設が完成し、融資の実行のあった分について適用する。

附 則

この告示は、平成 1 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に取扱金融機関が破綻した場合は、改正前の要綱に定める様式による交付申請書等の用紙を使用することができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年12月18日告示第145号）

この告示は、公表の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日告示第47号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日告示第136号）

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年7月15日告示第183号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年11月30日告示第269号）

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 所 在 地  
 住所（個人のみ）  
 事業所名又は屋号  
 代 表 者 名  
 電 話 番 号

⑩

伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給要綱第6条の規定により、次のとおり利子補給金の交付を申請します。なお、同要綱第5条の規定による市税完納要件の確認のため、納税状況の調査に同意します。

資 金 の 種 類	
借 入 金 額	円
借 入 期 間	年 月 日 から 年 月 日
利子補給金算出額	(A) × % = (B) 円 ※小数点以下切捨て
利子補給金交付申請額	円 ※ (B) の 100 円未満を切り捨てた金額を記入 ※限度額：100,000 円

約定利子支払額証明欄（金融機関記入欄）

一 括 返 済 日	年 月 日 ※ 年中に一括返済した場合のみ記入
利子補給対象期間	年 月 日 から 年 月 日
対 象 期 間 償 還 額	①償還額 円
	②うち元金 円
	③うち利息(①-②) (A) 円 ※延滞利息を除く
第1回利子支払月	年 月

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

取扱金融機関

代 表 者 名

⑩

第2号様式（第7条関係）

伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給金交付決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号

所在地（住所）

事業所名又は屋号

代 表 者 名 様

年 月 日付で提出のあった伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給金交付申請書について、次のとおり決定したので、伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

1 資金の種類

2 交付金額 円

3 交付条件 伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給要綱第11条の規定に該当すると認められたときは、この決定を取り消す。

（事務担当は、 ）

第3号様式（第7条関係）

伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給金不交付決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長 印

年 月 日付で申請のあった伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給金の交付について、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

（交付しない理由）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）

第4号様式（第10条関係）

伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給変更届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 所在地（住所）  
事業所名又は屋号  
代 表 者 名  
電 話 番 号

伊勢原市中小企業事業振興資金融資利子補給要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更内容

変 更 前	変 更 後